

令和6年度 第2回
「江東区地域自立支援協議会」
議 事 録

1 日 時 令和7年3月12日（水）午後1時15分～午後2時45分

2 場 所 江東区文化センター6階 第1～3会議室

3 出席者 里村 恵子 久保 雅美 鳥澤 剛 田村 康二郎
石井 公子 平松 謙一 伊藤 善彦 高井 伸一
肥田 淳 青柳 浩二 岡田 芳久 田村 満子
油井 真 山口 浩 甲村 文亮

4 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

- ・ 障害者差別解消法の実績報告について
- ・ 指定特定相談支援事業について
- ・ 専門部会からの報告について
- ・ 令和7年度における専門部会長会について
- ・ 障害者実態調査について
- ・ 令和7年度予算（案）について
- ・ その他

5 資 料

- 資料1 令和6年度障害者差別解消法受付台帳
- 資料2 指定特定相談支援事業について
- 資料3 令和6年度江東区地域自立支援協議会 専門部会からの報告
- 資料4 地域自立支援協議会における専門部会長会の運営について（案）
- 資料5 令和7年度障害者実態調査について（案）
- 資料6 令和7年度江東区予算案～主な事業の紹介～（抜粋）

- 参考1 相談連携支援事業
- 参考2 令和4年度江東区地域生活に関する調査項目一覧
- 参考3 令和6年度江東区地域自立支援協議会委員名簿
意見シート

6 傍 聴 0名

7 議 事 録

令和6年度第2回江東区地域自立支援協議会

令和7年3月12日

【障害者施策課長】 定刻になりましたので、ただいまより、令和6年度第2回江東区地域自立支援協議会を開会いたします。本日は委員の皆様ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は障害者施策課長の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて進めさせていただきます。本日は机上で配布しております、資料の1から6、そして参考資料の1から3、こちらによりご説明いたします。机上の資料に不足のある方がいらっしゃいましたら、恐れ入りま

すが事務局にお知らせいただければと思います。本日は終了予定時刻を、午後2時45分ごろを予定しております。協議会の進行に当たりまして、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。なお本日は、和田委員、佐藤委員より、ご欠席のご連絡をいただいております。平松委員が遅れていらっしゃるようでございます。それではこの後の議事進行につきまして、里村会長にお願いしたいと存じます。会長どうぞよろしくお願いいたします。

【里村会長】 それでは、議事に入ります前に、会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

【障害者施策課長】 会議の公開につきましては、一般傍聴として募集をいたしましたが、本日の傍聴希望者はいらっしゃいませんでした。また、こちらの会議は議事録作成のため、録音させていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、ご発言いただく際は、お名前をおっしゃっていただくよう、お願いいたします。議事録につきましては、作成後、ホームページやこうとう情報ステーションで公開する予定です。以上です。

【里村会長】 それではただいまより議事に入ります。議事1「障害者差別解消法の実績報告」について、事務局より説明をお願いします。

【障害者施策課施策推進係長】 障害者施策課施策推進係長の廣瀬です。それでは、私から資料1に基づき、障害者差別解消法に関する相談の受付状況についてご説明いたします。2ページ目の7番について具体的にご説明いたします。令和6年度につきましては、2月末までの間に13件のご相談いただいております。元年度8件、2年度8件、3年度、17件、4年度4件、令和5年度11件と推移しているところがございます。今のところ13件ということになります。3月も、ご相談がありますので、もう少し増える予定です。

具体的な中身として2ページ目の7番について、身体障害者の配偶者からのご相談です。入居予定のマンションの入口にある障害者専用駐車場について、月極で利用を希望し、管理会社の受付と思われるスタッフに確認したが、時間貸しのため、難しいと言われた。今のところ介入の希望はないけれど、マンションの障害者専用駐車場のルールについて教えて欲しいということです。また、障害者差別解消法については、事業者の合理的配慮の提供が義務化となったが、管理会社などが話し合いに応じてくれなかった場合、違反になるかどうかというご相談もありました。

対応としては、マンションの障害者専用駐車場の設置義務等については、江東区マンション等の建設に関する条例があり、条例の適用になる建物など担当の住宅課が、詳細を説明できることをご案内いたしました。障害者差別解消法については、過重な負担がない範囲で建設的に対応する必要があるというもので、対応できない

場合も当事者の話を聞き、なぜできないのかを説明する必要があるため、話し合いに応じないというのは、法の趣旨に反する対応であると説明し、終了いたしました。

なお同じ方から4ページ目の12番でもご相談を受けております。こちらの詳細やその他の相談については後程資料をご参照ください。

昨年4月に差別解消法の一部改正され、これまで努力義務であった事業者の合理的配慮の提供が義務化されました。本区では、事業者への障害理解の啓発、合理的配慮の提供義務の周知を目的に、昨年9月、主に区内事業者を対象に、障害当事者とともに学ぶ障害理解促進ワークショップを開催し、26人の方に参加していただき、次年度も同様に事業を実施する予定でございます。その他、区ホームページやリーフレットを活用し、引き続き周知を継続するとともに権利擁護部会とも連携をとりながら、気軽に相談しやすい環境づくりに努めていきたいと思っております。説明は以上になります。

【里村会長】 ありがとうございます。何かご意見やご質問があれば、お願いいたします。

【油井委員】 江東区聴覚障害者協会の油井と申します。事業者に対してアンケートまたは、質問等してはいかがでしょうか。義務化されて1年間経ちますけれども、どの程度理解をしているかどうか分かりますし、それを踏まえた上で、今後の材料になるのではないかなと思います。

【里村会長】 事務局お願いいたします。

【障害者施策課長】 障害者施策課長です。ご意見ありがとうございます。合理的配慮が義務化される事業者と言っても非常に広い範囲となりますので、具体的にやるとすると、どのようにやっていくか、かなり課題としてはあると思います。合理的配慮を含めて、いわゆる障害の理解促進については、私たち施策課の仕事になります。後でご報告をさせていただきますけれども、障害者の方の実態調査を来年度する予定になっております。そのあたりの内容も見ながら検討していきたいと思っております。以上です。

【里村会長】 他にございますか。

では意見も出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。議事2「特定相談支援事業」について事務局より説明をお願いいたします。

【障害者支援課支援調整係長】 議事についてご説明させていただきます。障害者支援課支援調整係長の鴨田と申します。私からは、議事2、特定相談支援事業についてご説明をいたします。資料2をご参照ください。着座にて失礼させていただきます。

きます。

項番 1、指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員数の推移をご確認ください。令和 6 年 1 2 月末現在の事業者数ですが、全体で 30 のうち、障害児相談もしている事業所数は 16 となっております。同じ表 3 段目をご確認ご覧ください。相談支援専門員数の推移ですが、令和 6 年 1 2 月末現在において、全体で 81 うち、障害児相談員数は 49 となっています。相談支援専門員数は令和 4 年度以降、増加傾向となっております。

次に項番 2、計画相談実績の推移でございます。推移をご覧ください。まず、障害者総合支援法に関する障害者の計画相談の状況ですが、セルフプラン率は、24.1%。前年度末 1.7% を下回っており、計画相談を利用する方が少しずつ、増加している状況ということが伺えます。次に、児童福祉法に関する障害児の計画相談の状況ですが、セルフプラン率は、表の最下段の通り 66.5%。となっております。現在、受給者証発行の急増というところで、そちらに比例しまして障害者のセルフプラン率も増加する傾向が見て取れます。計画相談実績の推移の説明は以上でございます。障害者障害児ともに事業所が作成するサービス等の利用計画の増加が引き続き課題となっております。

次に項番 3、事業所への支援ですが、これにつきましては障害者施策課施策推進係長の廣瀬より説明をさせていただきます。

【障害者施策課施策推進係長】 施策推進係長の廣瀬です。私からは資料 2 の項番 3、事業者への支援についてご説明いたします。

特定相談支援事業所就業・定着促進事業ですが、相談支援専門員を育成及び確保するため、新たな人材を雇用する経費を区が負担し、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所を運営する法人に委託する事業で、東京都の補助事業を活用して、従前から実施しているものです。今年度は 2 法人で実施しており、次年度対象事業者を先日募集し、2 法人から応募があり、現在契約に向けて手続中でございます。

次に、相談連携支援事業についてご説明いたします。こちらは、令和 7 年度新たに実施する事業です。参考 1 をご覧ください。参考 1 の下の部分は、東京都の補助事業を使った事業なので、東京都の資料をもとに作成しているものです。図中真ん中に記載がございますように、補助対象の相談事業所の所在地は、区内に限らず、施設や病院の所在地も、区外でもよく、地域移行サービスの利用者の給付主体が江東区である必要がございます。一般的には、地域移行サービス給付と同様に、施設入所や病院入院前が江東区の方が対象の利用者です。地域移行の契約前に実施した或いは、地域移行契約とならなかった場合の障害当事者との面談や関係機関との調整などの業務がこの補助事業の対象になります。詳細な手続きについては 4 月以降、ホームページなどでお知らせいたしますので、ご活用いただきたいと思います。今後も引き続き、国や東京都の補助金メニューなどを、私ども情報収集しまして、事業者支援に取り組んで参ります。以上で説明を終わります。

【里村会長】 では何かご意見やご質問があればお願いいたします。

【高井委員】 高井です。質問が2つあります。

1つ目の指定特定相談支援事業についての統計ですが、毎回示していただいている、相談支援専門員数は増えている傾向、特に今年度増えていることをすごく感じます。ただ、セルフプラン率は障害者の方は減っている傾向はあるっていう、部分ですけども、障害児の方は、微増ということで、なかなかセルフプラン率が下がらない。いろいろ課題があるなということが傾向としてはわかるのですけれども、なかなかプランを増やしていけないっていう課題とか、色々なことを各事業所、各相談支援専門員がかなり必死に一生懸命やっているという中で、現状があるっていうところなんです。これをどうにかしていかなきゃいけないっていう中、せっかく統計を取っているの、今後のこういう自立支援協議会とかでも、課題の抽出等がすごく大事になってくるっていう中で、どういうところに、この江東区としてのセルフプラン率が下がらないっていうところがあるのかっていうのが、何か具体的に示せばいいんですけど、そういうのが見えるような統計の取り方とか、何か傾向のところが見えるような、工夫が今後できないものかなと。毎回これを示していただいている、すごく重要な数字であるのはわかっているの、少し工夫していただければいいのかなっていうのをすごく感じているのが1つです。

もう1つが、私も地域移行をやっているの、相談連携支援事業ということで、これをやっていただけるというのはすごくありがたいなというふうに思っております。この中での質問なのですけれども、これは病院から、地域に戻ってくる地域移行の前の段階の利用者当たりで1万2,000円いただけるっていうことだと思うんですけども、これは今入院中で、地域移行に入るか入らないかわからないが、私たちが訪問したときに、月に1人当たり1万2,000円ということで、地域移行にならなくても、もらえるっていう認識で、説明もされていると思うのですが、確認をさせていただきたいです。お願いいたします。

【障害者支援課長】 障害者支援課長です。1点目のセルフプラン率が下がらない要因の部分についてです。現在、新規での申込みの際、或いはモニタリング、或いは日々のケースワークの中で、セルフプランの方に関しては、計画導入という形でお話しさせていただいているところがございます。そういった効果もあって、或いは相談員数も増えてきたというのもあって、下がってきているところではあるのですが、なかなか下がらない要因の把握が難しく、今ご意見賜りましたので、何か要因が見えてくるような数字の取り方ができないかというのは、今後検討させていただければと思っております。

【障害者施策課施策推進係長】 相談連携支援事業のご質問についてお答えいた

します。障害者の障害者1人当たり1万2,000円なので、おっしゃっているように契約を交わさないと、地域移行の報酬算定対象とはならず、その前の準備段階で、個別的な具体的なご相談を受けたり、実際、病院に行っていたりとか、そういう委員がこの対象になります。

【里村会長】 他にご質問が出ていたと思います。田村委員お願いします。

【田村委員】 こども発達センターで計画相談、障害児相談の相談支援を行っております。その中で感じることなのですが、まずこの表を見せていただいて、相談支援専門員の増加数が、12人、うち障害児の相談、相談員の数がこれだと13人増えていることなのですが、専門員の増は、障害児のところの増で埋められているんだってということなんでしょうか。まず1点目についてお願いしたいと思います。

【里村会長】 はい、事務局お願いします。

【障害者施策課指導検査係長】 指導検査係小栗と申します。相談支援専門員が障害児のサービスについても、兼務でやっている場合がございます。相談員のサービスが児童の方とともに増えているような現状で、障害児の相談支援専門員の数の方が障害者の方と比べ増えているような状況です。

【田村委員】 ありがとうございます。それが下のセルフプランの方にも繋がっているのですが、障害児の相談支援っていうのは非常に基本相談というか計画まで持っていけない相談がまず非常に多いです。日常的な電話が散々かかってきます。ただし、それを本当にこの少ない人数でやっています。例えば、下の、計画作成済総数っていう、障害児のところですね。2,364件に対してセルフが1,572件です。計画を作成した約850件をこの49人、新しい人は除いたとして、約40人程度の相談員が非常によく頑張っていて、みんなで計画とモニタリングということで動いています。6歳までの間っていうのは出たり入ったり、出たり入ったりが非常に多いです。計画も無駄になるものも、非常に多く、本当に立てなきゃいけない人を中心たてるという方針をとっております。ちょっとしたことでも児童発達支援事業というのは、歩行が遅いからというだけでも訓練ができますので、出入りが本当に多い時は、この計算をどうするかっていう集計の方法も考えて、セルフプラン率以外の視点を入れられないものではないかと常日頃思っております。それからもう1つ児童の計画の児童発達支援事業と、放課後等デイサービスと保育所等訪問支援という3つの事業を持っておりますが、この3つの事業の中のセルフプラン率は違っているはずですが、児童発達支援事業はなかなかプラン率が悪いんですけど、放課後デイサービスはかなりの率で立てているはずですが、その辺も比率として、どこに重きを置いて、この計画をしっかりと立てる必要があるのかというところを、理

解してやっていく必要がある事業だと思っております。相談支援事業は大変大切な事業です。18歳までの子どもたちの生活保障、つまり、このサービス事業だけじゃなくて、区でやっている居宅介護だとか、移動支援だとか、その他の事業も助けています。そして医療的ケア児も助けています。実際にその実態がある中で、いかにそれを相談支援事業がいかに大切かということを理解できるような集計がなされると専門員も大変喜ぶんじゃないでしょうかと思っております。今後の課題にさせていただきたいと思っております。

【里村会長】 事務局の方から何かご意見に対してありますか。

【障害者施策課長】 今おっしゃっていただいた通り、相談支援専門員さんの方でいろいろなサービス、居宅のご案内だったり、医ケアのご案内だったり、或いは移動支援などを日頃、非常に入っていただくことで、なかなかこちら行政では、サービスの情報提供が行き届かない部分を、大変丁寧にご説明いただいていると考えております。件数のとり方に関しては、おっしゃる通り児発とか放デーとかで、計画のセルフプラン率は変わってくるかと思っておりますので、資料のつくりなどを検討させていただければと思っております。

【里村会長】 ありがとうございます。他に質問はございますか。

【青柳委員】 先ほどの専門員と事業所の数の報告が、納得できないというか、児童は増えているのはわかるんですが児童じゃなくダブリもあると思うんです。成人といった方がわかるかもしれませんが、減っていますよね。相談員も1人減っているはずなんです。ここをもっと私は問題にすべきかなって思います。相談支援は今、田村さんがおっしゃったように、田村さんのところとか、うちも乳幼児親教室で相談支援やらせていただいているんですけど、ここが本当に入口なんです。江東区の障害を持った方とか発達にちょっと課題のある方っていうかね、まだ障害の受容ができてないというか、そういう人たちの入口のところでのとらえ方は伸びているのは、私はいいと思うんですけど、ここがとっても大事な仕事だし成人になってももちろん大事なんですけど、ここのセルフプラン率をどうやったら本当に下げられるのかっていうところをやっぱり真剣に考えるべきだし、この表をずっと出されても、結局何も変わってないですよ。そういう事業所数が増えなきゃいけないし、相談支援員も増えなきゃいけないし、セルフプラン率も、ゼロになるのは厳しいかもしれないけど、もっともっと減っていかなくちゃいけないはずなのに、これが減らないこと自体が、江東区の大きな問題だと思います。ここをやっぱりしっかり、今後の施策に生かさない、いけないと思いますので、今後また皆さんで検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【障害者施策課長】 障害者施策課長です。ご指摘ありがとうございます。さきほど高井委員からもあったんですけれども、セルフプラン率もそうですし、今ご指摘いただいた事業所数や専門員数も含めまして、江東区として、具体的にどういうところに課題があるのかを、引き続き数字を見ていく必要があるというふうに思っています。区としての施策に関してご指摘いただいておりますけれども、どうやってその事業所の方々それから専門員の方々を支援していくかというところも重要な部分かと思えます。先ほど施策推進係長からも説明させていただいた通り、都や国のメニューを活用しながら、少しでも皆様、事業をやっていただく中でプラスになるものっていうのを取り入れつつ、区としても引き続き、課題に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

【里村会長】 はいありがとうございます。

【青柳委員】 増加傾向にあるっていう言い方はやめましょうよ。件数も事業所の数も、相談支援専門員は増えている傾向にありますと、おっしゃったと思うんだけど、確かに計画作成数は増えているんです。けど、実際児童の方が増えているだけで、成人部分は増えてないじゃない。減っているんです。事実とはちょっと違う言い方になるので児童の方が増えているけど、トータルとしては増えてないとか、あたかも増加傾向は良いというふうに、皆さんには聞こえるだけで、やっている当人は全然そんなこと思ってない。やっぱりちょっと表現の仕方を注意していただきたい。

【障害者施策課長】 障害者施策課長です。冒頭の説明についてのご指摘かと思えます。大変失礼いたしました。表に計算させていただいている数字を基に、正確にこれからは、ご報告をさせていただきたいというふうに思っています。以上です。

【里村会長】 はい。平松委員お願いします。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松でございます。おあしす福祉会でも相談支援事業をやっておりますが、新規の方は、数ヶ月待っていただかなきゃいけない状況があります。ずっと続いております。それから、職員を増やして、やる数を増やせばいいと言いましても、やればやるほど赤字が増えるだけです。それから相談支援、特定相談じゃなくて一般相談の地域移行の場合は、多摩の片道1時間以上、2時間ぐらいかかるところまでとか、そういう点で非常にその分の時間のロスってものすごく大きいです。それでもやっておりますけれども、そういう幾つかの問題がいろいろあるんですよね。それぞれ今ご発言ありましたけれども、それぞれの現場の実情ということをもう少しきちっと把握していただきたいなというふうに思っております。実際どれだけ現場が大変なのか、それから何が課題なのかというところ

です。この集計だけだと、数字だけなので、具体的にその現場の状況を反映した、方針といいますかね取り組みが出てこない、何も変わらないかなと。年に数回のこの場のやりとりだけで、またそのまま現実が変わらずに、1年終わってしまうということになりかねないので、みんな苦勞している、そういう相談支援事業やっている児童も、それから成人も含めてですけども、そういう団体に声をかけて、実情はどうなのかとか、どこが江東区のもの課題なのかというようなことを、ぜひやっていただけないかな。全然やってないとは言いませんが、そういうところが反映してないので、そういう現場の声を把握していただいてそれを反映した、今後の現在の問題点、それから今後の課題っていう、ふうになるともう少し生産的な議論ができるのかなというふうに思います。

【里村会長】 はい、事務局お願いします。

【障害者施策課長】 確か去年、このセルフプランなどの問題に対して、アンケートをとらせていただきました。その結果が生産性はどう繋がっていくのかということもあるかと思うのですけども、どういった形がいいのかも含めて、その現状把握、と課題解決に何が必要なのか、その辺が見えるような形が、どういう取り組みになるのかこちらの事務局としても考えていきたいと思っております。以上です。

【里村会長】 はい、ありがとうございました。油井委員お願いいたします。

【油井委員】 相談に行きたいときの方法についてです。その当日行くのか前もって予約をしていくのかということなのですが、聞こえない者に対して、電話予約相談に行きたいときには、必ず電話で枠が必要だということを言われています。電話ができない。私たちは聞こえないので電話ができません。そういう場合には、どういうふうになるのか、そういう電話で連絡ができないときにはネットを使うのか、或いはまた別の方法としてファックスなどがあると思っておりますけれども、今ファックスのない人もいらっしゃいますので、その代わりにどういう方法で連絡をするのか、また流れについてもその相談に行き、予約が必要なのかどうかなどが、ここに書いていないのでわかりません。

2つ目としては、相談事業としての考え方で、言うと、その際の手話通訳の派遣とか、相談員の中で手話通訳ができる人が何人いらっしゃるのかというのが見えません。手話通訳と一緒にいくのがよろしいのか当日、一緒にいくのがいいのか。手話通訳を頼む、依頼する方法もわからないとか、そういうところが曖昧な状況なので、できればぜひそのあたりのお話を願えればと思います。

【里村会長】 では事務局お願いします。

【障害者施策課長】 計画相談に限らず、相談に行くにあたって手話通訳が必要な場合については、区で手話通訳の派遣事業をやっております。窓口等を通じて、派遣依頼をしていただければ、手話の方には対応させていただきたいというふうに思います。あと計画相談を受けるときの耳の聞こえない方の対応について、高井委員、何かお答えいただけるような内容ではありますか。

【高井委員】 私は精神が担当なので、身体の方の計画は立ててないんですけど、私が知る限り手話ができる相談支援専門員はあまりいないとかほとんどいないと思いますので、手話通訳は必要なのではと思っています。油井委員のお話を聞いて、確かに電話予約はまだうちも、電話予約必要ですけども、今後は、色々な意味で、その予約の方法の多様化はすごく必要だなっていうことを感じています。対応も考える必要があります、うちは精神ですけども精神の方もいろんな方がいらっしゃるの、どういうふうに相談を受けていくとか予約の方法とかも多様化していくっていうのはすごく大事なことといふふうに思っています。ただ、理想としては、窓口に行ったらすぐ相談受けられるっていう状態をどうやって確保するのかがすごく大事なんだろうなっていうことは思っているの、そこを体制として、取れるようになるのといいかなど。今のセルフプラン率はかなり難しい状況ではありますけども、そこを目指していくのがすごく大事ななっていうふうに思っています。

【里村会長】 では他にご意見ご質問ございますか。

【油井委員】 事前に手話通訳派遣を依頼してということでした。けれども、当日、突然相談したいというときに、手話通訳派遣を使える方法を考えていただきたいと思います。

【障害者施策課長】 施策課の方で実施をしております、手話通訳の派遣につきましては、確か1週間前までに申し込みいただくというのが原則になっています。それより短い期間につきましては対応ができればという形になっているので、なかなか今、油井委員からご指摘いただいた、当日にというのは難しい状況です。手話通訳ではなくて、例えばタブレット等のツールもできていますので、その辺りの活用が今後できるのかどうかということは、こちらのほうでも引き続き、検討させていただきたいと思います。以上です。

【里村会長】 他に何かありますか。

ご意見出尽くしたようですので、次の議題に行きたいと思います。

議事3。専門部会からの報告について。本協議会は、令和5年度から令和6年度の2年間で1つとして活動して参りました。本日は今期最後の協議会でございますので、各専門部会の部会長から今期2年間の活動内容、そこから見えてきた議題、

区への提言等についてご報告をお願いしたいと思います。報告の順番ですが精神部会、地域生活支援部会、就労支援部会、児童部会、権利擁護部会の順にお願いします。それでは最初に精神部会の平松部会長からご報告をお願いいたします。

【平松委員】 精神部会の部会長しております。おあしす福社会の平松でございます。それでは精神部会の報告をさせていただきます。資料3の最初が精神部会になっておりますのでご覧いただければと思います。5年度、6年度にわたって5年度が3回、それから6年の4回という形です。精神部会ではワーキンググループ作っております。ワーキンググループが、3つですけれども、地域移行・地域定着を取り扱うワーキンググループです。以前はマップを作り啓蒙を中心にやっていたグループがその後、ピア活動をどうやって広げていくかということで、それを中心にしたワーキンググループ、それからワーキンググループの活動で6ページに書いてある、ワーキンググループの活動、長期入院患者の地域移行を進めるグループがありまして、2制度や周辺施設紹介進めていくグループで、ピア交流会が1つです。それ以外の制度や施設紹介が1つで3グループになるということでございます。

ピア活動を取り上げたのは、東京都内でも幾つかの区で、ピア活動が活発に行われて、いわゆる一定の資格を取ったピアサポーターという方が、仕事として同じピアの立場からいろんな支援をやっていくというようなことが行われております。

それから、移行支援、長期間精神病院に入院していた方が地域に戻るときに、もう自分が生まれ育った地域には、家族はいない、知っている人もあまりない。そういう中でどうしたら、そこで暮らしていけるのかが非常に大きな課題になるっていうか、不安になるわけです。これに対して東京のピアの活動だけではなくて、はっきり何年前っていうのも正確に覚えておりませんが、すでに、20年ぐらい前に遡りますかね。ピアの取り組みとして、当事者が精神病院に訪れて、自分たちがどうやって地域の中で、暮らしているのか。どうやって自分たちが、1人の地域の住民として、受け入れられていくのかというような、そういう話を、入院中の長期入院中の方にお話しして、それだったら自分もというようなことで、退院促進に繋がると。退院促進は実はこういう活動がないとなかなか進まないという側面がございます。そういうことも含めて地域移行で取り組んでいただいておりますが、そこに一緒になって、ピアとして活動してくれる方ってというのが非常に重要だろうというようなこともあります。それから、そもそもピアってというのは特別に講習を受けて資格を取らなくても、とりあえず同じ障害があるものということでピアでよろしいわけで、そうすると、もっともっと幅広い活動がたくさんできるはずだろうと。私もサービスを提供する側だから、提供する側と受ける側であって、何かこちらがいろいろ工夫して提供してあげなきゃいけないみたいに、なっちゃうこともあるわけですけどね。もちろん、必要なことはきっちりやんなきゃいけないんだけど、彼ら自身の力っていうのがあるはずなんで、むしろ彼ら自身がこういうことをやりたいということはどうサポートするか協力するかということが第1で、つついんです

ね、提供する側としては何を提供すればいいかということになりがちになります。まず、彼ら自身の力を発揮できるようにするために自分たちが何が、応援できるかということが必要だというふうに考えておりますので、そういう点から非常に重要だろうということで、ピアサポーターを養成するだけではなくもっといろんな形で、当事者が主人公となって、それを私たちが伴走するというか、応援するというか、そういう地域にしていきたいというようなことで、非常に幅広い形でワーキンググループの中で、ピア交流会というのを始めましょうということになりました。春夏秋冬、3ヶ月に1回、定期的にやろうと。それはピア交流会の方です。交流会はさっき言ったように当事者の方であれば誰でもご参加くださいということで、その中で交流を深めながら、こんなことも自分たちでもできる形で、いろんな運動がぜひ発生してくればいい。それを我々お手伝いするって形ですかね。もう一方ですでにその中からピアサポーターという制度があると。それは講習を受けて資格を取れば、ピアの立場で、同じ仲間を支援することもできるし、そういう活動にスタッフとして参加できるということになりますので、すでに、個人的にそういう講習を受ける方が複数名すでに出てきております。いずれはそういう方が江東区内でピアサポーターという資格を取って私たちと一緒に活動から活躍してくれるということを期待しておりますということがございます。その辺が新しく取り組みを始めたことですが、今後さらに重視していこうということでございます。それから、地域移行はそういう、ピアサポーターと一緒にやっていくということもありますが、先ほどの相談支援事業のお話ではございませんが、以降、定着も含めて、充実させていく必要があるというふうに考えております。それからもう1つは、精神部会としてそもそも自立支援協議会で地域の实情に即して地域課題を取り上げていくということが1口で言うと求められているわけです。地域課題っていうことを検討する、それはそれとして検討する必要もあるんですけども、具体的に事例を通して地域課題をとということで、まずケース検討をやりましょうということで昨年度から始めました。今、地域活動支援センターが3ヶ所ございますので相談支援専門員の資格をも取っている方が中心になって定期的にそういうケース検討をやっていると、それは個別のケースを、というよりも、そこから出てくる地域課題は何かということ、焦点を当てるといってやっております。これも引き続き強めて、この自立支援協議会にも地域課題を提出できるような形にしていきたいというふうに思っております。あと1つ家族支援の問題ございまして、どうしても家族問題が絡んできますので、これもどう取り組んでいくかというのが新しい今後の課題ということでございます。

少し長くなりましたが、以上でございます。

【里村会長】 では次に、地域生活支援部会の高井部会長からご報告をお願いいたします。

【高井委員】 地域生活支援部会部会長高井です。

地域生活支援部会は資料3の11ページからになります。この2年間、令和5年度は3回、部会の中で話し合っている事業所交流会が2回と今年度は、部会3回と、今月も行われる交流会も含めて2回の交流会を行って参りました。

この2年間で地域生活支援部会では、地域生活支援拠点のことについての検討を行わせていただきました。来年度、基幹相談支援センターが江東区に設置されるということもあるんですけども、基幹相談支援センターが設置されて相談支援事業所のバックアップとか、コーディネート機能とかができていくとは思いますが、それだけでは十分な相談支援体制が構築できないということ、そのあとを含めて地域生活支援拠点というものの整備が必要なのではないかということ、この拠点の検討を行わせていただきました。その中で様々な事例を通しての課題がいろいろ出てきました。一番は緊急時の宿泊先とか預かる場所が、すぐに見つからないということがすごく大変で、そういう意味では地域生活支援拠点を作って、法人ごとに今行っている支援を江東区全体として、地域生活支援拠点の面的な部分で支えていけないかということ、検討させていただきました。地域生活支援拠点というのは5つの機能がありその中で特に、緊急一時の保護であったり体験の機会であったりをしっかり進めていくということがすごく大事なんじゃないかということ、提言の方に、盛り込ませていただきました。

また、検討を進める中で、日中一時支援というところで、今、江東区内でヘルパーさんがなかなか見つからないという課題があります。その1つの要因として、朝と夕方、ヘルパーさんが見つからない。それは一対一で、障害者の支援をしているというところがあって、他地域では、トワイライト支援といって16時夕方の支援事業所が預かる支援事業があるんですけど、江東区内にはないということで、もしかしたらそういう支援があれば、夕方ヘルパーさんがいて、その他の支援ができるんじゃないかということも検討を行わせていただきましたので、そういう意味ではこの日中一時支援の要綱が今、江東区にはないので、しっかりとそういう部分の事業所ができるような支援をしていけるといいのかな、ということで緊急一時支援の提言も行わせていただきました。

また、もう1つが臨海部です。臨海部に、福祉サービス事業所がほぼない。ちょっとずつ増えてはきているんですけども、ないということなのでまたそこに、ヘルパー事業所を探したりとか、介護事業所を探したりとか、また交通の便もなかなか、以前よりは良くなっているかもしれないですけど、まだまだ課題で難しい部分があるので、臨海部の福祉サービスの事業所が増えるような施策を取っていく必要があるんじゃないかということ、提言に、盛り込ませていただきました。

最後が災害対策ということ、これはずっと検討しておりますけど、ただ、部会単体でなかなか取り組んでいくのはすごく難しいということになっておりますので、これは自立支援協議会、全体会を通して、横断して合同でとか、いろんな協議の場を、しっかりと作っていくことがすごく大事なんじゃないかということ

で、提言にも盛り込ませていただきました。

以上の4つを提言として、地域生活支援部会、として、今回の提言とさせていただきます。

【里村会長】 はい、ありがとうございました。では次に就労支援部会の青柳部会長からご報告をお願いいたします。

【青柳委員】 よろしくお願ひします。資料は18ページからになっています。就労支援部会も区内作業所、B型の作業所とか就労系の作業所の職員の方、施設長の方、学校、ハローワーク、あと、特例子会社の方で相談支援の方の2人などに集まっていたいて部会を構成しています。令和5年も本年度も3回の部会をやりました。それと、就労支援の直接各作業所で担当している方に集まっていたいて、実際の現場の工賃向上に向けた取り組みや、就労支援の実態なんかを出していただき、或いはご家族の高齢化、就労者の高齢化もあるんですが、そういう人たちのケアや地域の制度の活用として、長寿サポートセンターの方にも来ていただいて、どんな家庭に対する支援があるかというところの話なんかもさせていただきました。そういう中で、最後に4つの提言を、私たちが今年2年間の活動の中でまとめさせていただきました。

1つは就労支援についてです。法定雇用率がどんどん引き上がっています。雇用形態も短時間勤務や在宅っていうのは少ないんですけど働き方が、どんどん変わって形が変わっています。定年も延長になっているところも多くありますので、障害の、持っている方で働いている人数はどんどん毎年、最高を更新しています。その中で出てくる問題は先ほど言ったように短時間の重労働と、支払われる労働者と家族の高齢化の問題に対して、色々なサービスが違うところを受けることになっているところですので、ジョブコーチを使うとかいろいろな事業所の横の連携とか、そういうところをしっかりとハローワークをはじめ共有していくという共同で支援していくというようなことを、シェアしていこうということになっています。

また、2番目に工賃向上に向けた取り組みというところで、昨今もうコロナが大分落ち着いてきましたので、それぞれ作業所で活動が広がり元に戻ってきています。そういう状況で活動しているんですが、なかなか江東区の事業所の工賃は全国や東京都に少し低い水準になっています。そこで、もっと工賃を上げるにはどういうふうにしたらいいかっていうところでの話し合いや、勉強会などを、先進的なところの見学会なんかもさせていただいて、工賃向上に取り組んで参りますとか、それをしっかりとやっていきたいと思います。共同受注の勉強会も少しずつやっていますので、ここに継続的にどういうふうな形になるか続けていきたいと思っています。あと就労生活支援センターの体制は、今年少し江東区のほうで職員の数もふやさせていただきましたけど、まだまだ足りない、雇用率の先ほど言った雇用率の法定雇用率の上昇とか、登録者数がすごく増えていますので、まだ人員の整備がこれ

からも必要だというふうに思いますので、ぜひこれからも整備を続けていただきたいということになります。

最後に江東区の障害者雇用が、かなり仕事を分けていただいて、努力はされていると思うんですが、まだ法定雇用率にどんどんその雇用率の方が、先に上がってしまっているの、まだ江東区は雇用促進法に基づく法定雇用率に達していません。数まだ少し足りない状況が今でも続いていますので、今度また法定雇用率に再度引き上げますので、ぜひここはしっかりした体制でいって欲しいと思います。ぜひ、いろんな定着支援に対する整備なんかも必要ですし、環境整備が必要ですので、継続して行っていきたいと思っています。以上です。

【里村会長】 はい、ありがとうございます。では次に児童部会ですが、田村部会長からご報告をお願いいたします。

【田村委員】 児童部会です。24ページから始まっております。24ページ25ページ、26ページの前半まで、2年間の活動を書き上げております。

児童部会では、3つのワーキングを中心に会議を開いてきました。発達障害児ワーキング、家庭支援ワーキング、医療的ケア児ワーキングの活動になります。それぞれの部会で討議を重ねてきました。提言の方にまとめてありますので、そちらを見てください。26ページに、児童部会からの提言、5つの提言にまとめております。

まず1つ目は障害児の通所支援施設の充実についてです。現実的に障害児の通所支援施設というのが、児童の発達支援事業所、それから放課後等デイサービス事業が代表されますが、実際放課後等デイサービスの事業所は、不足という状態になっております。空き待ちなどをされている人が非常に多いです。子どもたちが学校に行ってから放課後を過ごす事業になりますので、これは教育委員会の放課後支援課と繋がって、学校や児童館であるきつずクラブも活用していかないといけない状況です。ただ障害が重くなってくると、このきつずクラブでの生活が非常に困難になっているので、どうしても放課後等デイサービス事業所が、増えていくことが必要です。そしてもう1つ医ケア児の施設も全体的には不足しております。提言になりますが、区内における事業所の受け入れ体制を整えていくことが必要であり、特に放課後等デイサービス事業所の新規開設に向けた支援の実施のほか、既存の事業所の安定的な運営ということも必要で、そこには支援員、看護師等の必要な人員確保への援助、支援をお願いしたい。

2番目に就学後における発達支援の充実です。今現在、発達支援は、比較的こども発達センター事業を中心に就学前、児童発達支援事業所とこども発達センターの事業が繋がって、かなり多くの方々に発達支援事業を提供できております。しかし就学後のことになりますが、就学後、実は先ほど一番最初に報告がありました障害者差別解消法等の、報告の中の相談を申し込まれている方、子どもの保護者、発達

障害児の保護者の方が何件も、連絡を入れております。これはほとんど学校との関係なんですね。このように、子どもたちは発達障害を持つ方々の支援っていうのが、学校に行くにあたって、もっと支援が続くと良いと希望されている保護者が大変たくさんおります。これに向けて、提言ですが、就学を機に支援が途切れてしまうケースがたくさんあります。小学校入学後も、継続的に検査や相談の支援が受けられるよう、区として体制の検討をお願いしたいと思います。

3番目の提言になりますが、災害時対策です。これは子どもを持つ親にとって、移動するだけでもパニックになる子どもたちをどうすべきか。それこそ避難所に連れていくことだけでも大変なのですが、ましてそこにおけるスペース、環境、適切な配慮への課題や周りの人たちの繋がりは理解を必要としている。そして、やはり重い方々もいらっしゃるので、個別避難計画の作成が必要で、皆さんの準備が必要というところから提言として、避難所において、障害などがある方に、合理的配慮がなされるよう、関係機関において運営方針などを共有し、必要とする方々に、個別避難計画を作成して欲しいと思っております。

次に4番目、保護者間の繋がり強化です。これは特に発達障害児ワーキングの方で、保護者の集まりの会を支援してきました。今は特に通常学級に行かれた方々が、孤立していく、どなたとも相談できないで、登校拒否に陥っている子どもも多々おります。そこで、保護者がこのご苦勞をいろいろ経験して、そういう仲間と繋がり、特に東京都はペアレントメンター事業という当事者の保護者が相談の役割を担う方の育成をしておりましたが、これが都の事業として終了になりました。今後、区としてやっていく必要のある事業だと考えております。このペアレントメンターの養成や活用をしっかりしていくことが、保護者間の繋がりに必要であり、今年度医療的ケア児の家族交流会も開かれました。こういうことを踏まえて、提言としては、保護者同士の繋がりの強化、自助グループ設立の促しや、ペアレントメンターの育成につなげ、将来的に保護者が主体となり、定期的な交流などが催されるような事業を実施していくことが必要である。それから今回、医療的ケア児の交流会も開かれました。こういう交流会を引き続いてやっていくことが必要で、繋がりを強化していきたい、という提言です。

5番目。実は先ほどありました相談支援事業、子どもたちは0歳から18歳になるまでに、ステージごとにいろいろな機関をどんどん跨いでいきます。その中でいろいろな問題が発生していきます。ここで相談支援事業が非常に必要なんです。そこで、基幹相談支援センターの設立に兼ねて、児童のこの相談支援も強化していきたい。そこでまず相談歴が引き続き共有できていって、そしていろいろなケースで、例えば経済的に困難、それから保護者が悩んでいる方々もいらっしゃるんですね。それから外国籍の方、こういう色々な家庭がございます。この家庭全体の支援をどう基幹相談支援センターと連携しながら、より細かい支援につなげていけるかっていうところは課題であります。そこで提言として、相談支援専門員の役割が大きい中、一方で相談支援専門員だけでは、担い切れない事例も多い。今度開設される基

幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所との連携の構築をしていくことが非常に大切。そして、途切れない支援に繋がり、多様化する家庭支援、虐待防止等にも取り組んでいきたいというのが、課題だと思っております。よろしく願いいたします。

【里村会長】 ありがとうございます。最後に、権利擁護部会の山口部会長からご報告をお願いします。

【山口委員】 権利擁護部会の山口です。29ページから資料がまとまっております。これを基本に、ご報告したいと思います。まず令和5年度、6年度の年度に分けて会議報告を記載しております。この会議、いずれの年度も会議自体が5回、5回の部会プラス研修会を1回ということで、会議としては年間6回行っております。この研修会は、その年度の最後の3月に開催しております、定着をしているわけです。この2年間を振り返りますと、結構ハードな会議形態になっているということで次年度以降、このままでいいのかどうか、検討していきたいと思っております。権利擁護部会ですので、大事な内容があったときに、部会員に連絡をする、或いは勉強をするというような形をとっております。令和5年度につきましては、障害者差別解消法の改正や、障害者虐待の事例研修等をメインに開催しております。令和6年度は、同じように5回の部会と研修会を1回ということでございます。いずれにしましても、この2年間の年度を振り返りますと、その年のテーマを打ち合わせするということからスタートしております。令和5年度のテーマとしましては、防災、障害者差別解消法の改正、それから障害者虐待の3つの項目を挙げました。令和6年度につきましては、昨年度に引き続き、年間のテーマとしましては、一番先に防災、2番目に障害者差別解消法の改正、3番目は、障害者虐待をテーマにしまして、同じようなテーマを2年間続けてきたわけでございます。令和6年度の研修会のテーマは身体拘束の禁止・廃止ということをテーマに実施しております。研修の対象者としては、色々な施設にお勤めになっておられる関係者を対象に、経験が10年未満という、10年が若いのかどうかわかりませんが、そういう若手の支援員さんをメインの対象として、研修を行ってきました。この支援員さんの交流というのも大きな目的にしておりまして、相談ができるような他の施設との交流が続けられればいいかなど、このような趣旨で実施して参りました。これから権利擁護部会からの課題、提言について説明をいたします。

資料としては、32ページからになります。先ほど申し上げましたように、障害者差別解消法や、障害者虐待を令和5年度はメインテーマにしまして、実施してきました。部会を開く前に、正副部会長が集まり、意見交換をして、会員の皆さんに案内を出し、出席してもらうというスタイルで運営して参りました。これは令和5年度以前もそのような体制で実施しております。それから、この2年間を通じてではありますが、課題ということで幾つか挙げさせていただいております。

1つは、障害者を取り巻く環境対策を課題として挙げさせていただきました。いわゆる災害が頻繁に発生しており、被害も激甚化しているということで、権利擁護部会としては、災害時に命を落とす危険性の高い障害者を守るために、防災当局と連携し、個別避難計画を始めています。

次に障害者の権利を守る取り組みが必要だということで、これを課題として載せさせていただいております。障害者虐待防止法が施行されてから12年、障害者差別解消法が施行されてから9年と、これだけ、時間年数がたっております。しかしまだまだ一般社会への障害への理解が十分とは言えないのではないかと、もっと広めていかないといけないということで、課題としては障害者の権利を守る取り組みを続けていくという課題を出しております。

それから次世代の人材の育成ということです。これから取り組んでいかなければいけない重要なテーマです。課題としては、次世代の人材の育成ということも挙げさせていただいております。

それから課題提言ということで、3つのテーマを挙げさせていただいております。

1つは、防災でございます。防災への取り組みということで、先ほど地域生活支援部会で災害対策として、提言がありました。それから、児童部会からも提言がありました。やはりこの防災ということは、この権利擁護部会も含めてですが、防災について、意見要望を言い続けることが必要だろうということで、権利擁護部会として昨年も今年も、防災を中心に提言をまとめさせていただいております。それから、先ほど意見がありましたけども、いわゆる障害者の権利擁護を図れるように合わせ、拠点避難所における要配慮スペース、配慮しなければならないスペース、そういうものに神経を使って、改善していかなければと思います。いずれにしても、福祉避難所の運営管理について、トータル的に提言としますので検討していただきたい、と思っております。

それから提言の2番目としまして、啓発活動を挙げさせていただいております。令和6年度は、身体拘束の廃止というテーマで、研修会を開催しました。このように色々な組織団体等で、啓発活動をしていく必要があると考えます。できれば、一般区民に対してもその啓発できるような内容も含めて、色々な部会と共同して、提言啓発活動ができるような工夫をしていきたいと思っております。

3番目の提言ですけれども、ここに書きましたが、障害者の権利擁護のための法律や制度が、円滑に活用されるためには、関係者、関係機関が制度を熟知するとともに、相互の連携が不可欠であります。そのために関係者・関係機関がネットワークを作って、情報を定期的に連携をできるような形に持っていくのが重要であるということでネットワークの構築ということを提言で最後にまとめさせていただきました。以上でございます。

【里村会長】 はい、ありがとうございます。それでは各部会からの方向について何かご意見、ご質問などがありますでしょうか。

【岡田委員】 ゆめグループの岡田と申します。地域自立支援協議会に出させていただいて3年ぐらいになるのですが、私たちがやっているような日中活動、就労継続B型の事業所や生活介護の事業所の問題について、例えば、昨年4月の報酬改定の影響についてみんなで話し合うような、場というのはこの専門部会のどの部分になるのかと思います。ずっと話をしてきたのですが、その辺はいったいどうなのでしょうか。

【里村会長】 事務局の方でお願いします。

【障害者支援課長】 障害者支援課長です。報酬体系について、話し合う場ということで、どこの部会がということなのですが、現部会の中で特段、このテーマって限っているわけではないので、部会の中で取り上げれば、検討対象になると思うのですが、それぞれ部会の役割があります。そこに基づいて関連することであれば、話し合うことができるものと認識しております。

例えば、日中活動の施設はいろんな機能を担っていると思うのですが、それをそれぞれの部会の中で分けて問題を整理することは可能かと思います。その担っている機能の多様さを総合的に考えていこうというようなことはなかなかこの自立支援協議会では難しいというように考えております。以上です。

【障害者施策課長】 障害者施策課長です。なかなか今お話いただいたみたいない切り口での専門部会はパッと答えができるような状況ではない中で、それに合う専門部会をとという形になっていくと、どんどんいろんな専門部会が出てきちゃうというところも、状況としてあると思います。いろいろご相談いただく場がどういうところであるかっていうことを、今簡潔に答えられる状況ではないと思いますが、そういった議論をできるような場が可能かどうかというのは、区としても課題としては、認識していきたいなというふうには思います。以上です。

【里村会長】 平松委員どうぞ。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松です。精神部会の部会長もやっております。今言われましたそれぞれの部会では、どこで取り上げればいいのかという問題・課題っていうのですかね、いろいろ、たくさん、山ほどあると思うんですよ。課長が触れなただけで多分この後の議題になると思うんですけども、今後の専門部会長会議の取り組みで、そこでいろんな地域課題を取り上げて、この協議会に自立支援協議会に提案していこうということが、この後提案されると思います。ある意味でそこが1つの、今までとは違う専門部会、それぞれの固有の議題ではなくて、全体的なその課題を取り上げる場として、とりあえず使えるのかなというふうなふうに思っております。どの部会でもいいので、部会にこういう点を検討

する必要があるのではないかというテーマを提案していただければ、そこから部会長会議のところへ上がって、それを全体の江東区の地域課題として取り上げていきましょうというような形になって、検討されて、全体会議に出てくるというふうになるのではないかと。そういう機能をぜひ、この後報告されますけども、機能として期待しておりますということです。

【里村会長】 その専門部会長会議の1つの大きなテーマになる提言だったと思います。他に何かご質問やご意見ありますか。

【肥田委員】 地域生活支援部会からの提言について、4つの提言とても良い提言で同意なのですけれども、中でも1と2について質問と私見をちょっと述べさせていただきます。

1の緊急の宿泊先ということについて、質問です。緊急の宿泊先というのは施設が見つからずということが書かれていて、区内で緊急の宿泊先という形でその地域生活支援拠点として登録されているところっていうのがあるのかどうかというところと、おそらく緊急時も、職員がいなくても場所があれば、何とか協力しますよ、というような事業所があるのだろうなとは思いますが、登録はしてないけど協力しますというところではなくて実際に登録しているっていうようなところのそういうシステムが成り立っているのかどうかということ、おそらく、緊急時、親や家族の緊急で入院したとか、虐待ケースとかもあると思います。緊急で入ったらおそらくその緊急のところには長くはられないと思うので、その後どうするかというその対象のための、その後の会議みたいなものが何日以内に開かれて、どうしていくかっていうような会議っていうのがおそらく、システム上必要なんだろうなと思うんですね。基幹相談支援センターができれば、そこがもしかしたら関わってということになるのかもしれないですが、その地域生活支援拠点が、面的な整備ってことで一応システムがある中でそういったものが、ルールが何か整備されているのかどうかというのをちょっとお聞きしたかったっていうところが1つ。

もう1つ日中一時支援について、これも私が前いた施設の地域では、日中一時支援というのは結構あって、江東区に来て日中一時支援がないんだっていうところに、結構びっくりしました。もちろん利用者さんの過ごし方であるとか、ご家族の方の過ごし方ってことを考えると、日中一時支援という選択肢も、あったほうがいいだろうなっていうのも、もちろんあって、それは今回初めてきくとわかったことではなくて江東区でも、前々からわかっていたけれども、なかなか進められなかったっていうことなんだろうなと思います。その理由というのが、どんなところにあったのかなっていうところで今後、どういうふうにしていくかっていう、方向性が見えるのかなと思うんですけど、やろうと思うけれども、なかなか手を挙げたりやろうしたりする事業所が見つからないっていうことが理由なのか。日中一時だと、区の予算ということになると思うんですけども、その辺でちょっと予算上の問題で、

つくることができないとか、或いは場所が、そういった場所が見つからないとか、何かしらの交流が今までなかなかできなかったことがあるのかなと思うんですけどもそこをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

【障害者施策課長】 まず1点目の地域生活支援拠点等と面的整備のところです。高井委員の提言にもある通り、地域生活支援拠点等を面的整備で進めることとしているので、まだできていない状況です。緊急一時としましては、伊藤理事長いらっしゃるリバーハウスのところで緊急一時やっていたという状況でありまして、すけれども、いわゆる面的整備ということは、まず基幹を設置して、そのあと速やかにということ考えているところでありまして、以上です。

【障害者支援課長】 障害者支援課長です。日中一時支援につきましては、色々な課題があるかと思えます。場所の問題、また費用の問題。なかなか障害福祉サービス、国の障害者総合支援法で定められている、自立支援給付とはまた別の事業という形になりますので、かかる経費や場所の選定などの課題ありますので、検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

【里村会長】 そのほかご意見等ありますか。では出尽くしましたので、この議題は終了とさせていただきます。議事4、令和7年度における専門部会部会長会について、事務局より説明をお願いします。

【施策推進係長】 施策推進係の廣瀬です。資料4に基づき、令和7年度における専門部会長会の運営案についてご説明いたします。まず前提として、協議会を通じた地域づくりについて、個から地域の取り組みが重要であるとし、障害者総合支援法第89条第2項が改正され、これまで協議会の役割について地域における障害者等への支援体制に関する課題についての情報共有、体制整備協議のみが規定されていたものが、障害者等の適切な支援に関する情報共有と明確されております。また、同条第3項から第5項が新設され、協議会は地域の関係機関等に対し、情報提供や意見表明などの協力を求めることができること、求めた場合は、関係機関は協力するように努めること。また、個別の支援に関わる検討に基づく、地域の支援体制の検討を明確にしたことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課すことになりました。これらの改正を踏まえ、本協議会の各専門部会で個別事例の検討を通じ、地域課題の抽出を行い、全体会に専門部会から地域課題を議題として提起していただき、課題の解決に向けた地域サービス基盤の整備について、協議を行うものと考えております。これまでも活発にご議論いただいております、専門部会からの提案として、地域課題を提起していただくことを、考えております。

また現在、全体会の前に開催している部会長会について。部会長会の皆様には大変ご負担になりますが、開催回数をふやし、部会長会の中で地域課題を検討し、部会長会として、全体会で提起していただくことを想定しております。資料4-1の現

状とこれからの役割ですが、これはここ数年で実施しました専門部会長会の議事及び先ほど説明した法改正に関する内容を簡単に記載させていただいております。

次に、2の専門部会長会における運営概要案です。まず(1)ですが、先行自治体を参考に、主にこれまでの全体会の前段として運営していた専門部会長会は、地域課題を具体的に検討する会議に変更を予定しております。また(2)取り組み内容については、その年度において、各部会より検討された個別事例や困難事例を報告し、各自における課題から地域課題を、整理し、全体会で報告することを考えています。そして(3)開始時期、頻度については、年2回から3回程度を想定しています。最後に(4)、参加者は、各部会長や副会長、また、個別事例については、それをご説明いただける相談支援専門員の方などを想定しております。

次に3の個別事例の報告についてです。先行自治体である、目黒区や渋谷区を参考に、様式案を全体会事務局にて作成しました。様式1のA1のB及び解決策検討シートをご覧ください。各議会にて議論された個別事例や困難事例、課題テーマを様式1A、または1Bに基づき記載し、その内容をもとに、現行の専門部会長会で、議論し、地域課題の抽出を行います。その後、作成いたします解決策検討シートは、地域課題として全体会にて議論するための指針となるシートとなります。様式案については、先月27日の専門部会長会で報告し、意見照会の結果をもとにブラッシュアップしております。今後も令和7年度により様式を活用し、シートが、不具合の部分については修正し、個別事例から地域課題を検討していく予定でございます。

次に、4の個別事例の提示から全体会までの流れについてです。シートの概要については、ご説明した内容と重複しますので、割愛いたします。

最後に、5のスケジュールについてです。来年度は自立支援協議会における委嘱の年度であることから、まず6月に委嘱を含めた第1回自立支援協議会の開催を予定しております。次に、7月に第1回専門部会長会を開催し、各部会における個別事例発表や地域課題のカテゴライズを検討していきます。そして10月ごろに第2回専門部会長会を開催し、全体会の議論提示の確定を検討しています。最後に、12月ごろに第2回、地域自立支援協議会の全体会を開催し、専門部会長会で議論した議題について協議する場を設けたいと考えています。説明は以上になります。

【里村会長】 はいありがとうございました。今のご説明に何かご意見やご質問があるでしょうか。

特にないようですのでこの議題は終了とさせていただきます。議事5、障害者実態調査について事務局より説明をお願いします。

【障害者施策課長】 障害者施策課長です。議事5「令和7年度実態調査」について、私から資料5及び参考2に基づきまして、来年度に実施する障害者実態調査の概要案についてご説明をいたします。資料5をご覧ください。

前回3年前、実態調査を行っておりますけれども、大幅な変更点はございません。

まず1の目的ですが、令和8年度に策定を予定しております第8期の障害福祉計画及び、第4期の障害児福祉計画の基礎資料とするとともに、今後の区の施策の検討をするため、調査を実施するものとなっております。施策を推進していく上で、支援やサービスなど、ニーズの把握が大切となりまして、特に福祉サービスを利用しておらず、行政機関や相談支援員等との関わりがない方のニーズについては、なかなか把握が難しいところですので、そういった方の、今後利用したいサービス等の把握にも、実態調査を活用していきたいというふうに考えてございます。

2の調査対応対象につきましては記載の通りでございます。

3の調査の実施時期でございますが、令和7年10月から11月を予定しております。その他の詳細のスケジュールについては後程ご説明をいたします。

次に4、調査結果報告ですが、年度末の令和8年3月を予定しております。

そして5の調査内容ですが、障害者の生活実態や、障害福祉サービス等の利用状況、今後利用したい支援の意向などを中心としていく予定です。

次に6の調査方法です。まず(1)ですが、障害種別に基づく無作為抽出の上、郵送による調査を行います。自書での記入をお願いいたしますが、自書が困難な場合には、ご家族等による代理回答も可といたします。またオンラインでも回答できるようフォーマットを準備する予定でおります。次(2)ですが、発達障害など手帳が交付されていないため、無作為抽出が難しい場合には、関係団体などを通じて調査票を配布し、郵送にて回収いたします。(3)ですが、障害者団体には、調査票に加えヒアリングも実施する予定でおります。団体の皆様にはお忙しい中、貴重なお時間をいただくこととなりますが、ご協力いただければ幸いです。

次に7、その他です。調査項目等につきましては、調査票に対するご意見等を踏まえ、事業者と調整の上、令和7年度の協議会に調査票の案をご提示する予定です。前回調査において課題となりました、当事者の方からの回収率の確保策、こちらにつきましては、提案事業者に提案企画書への記載を求めることといたします。

8の今後スケジュール案になります。4月に入りましたら、調査集計等を委託する事業者の選定を行いまして、7月から8月にかけて、計画等推進協議会及び地域自立支援協議会に調査票の案をご提示する予定です。8月から10月にかけて、調査票の印刷や視覚障害の方のための点字版の作成などを行い、発送する予定でおります。12月に、計画等推進協議会並びに地域自立支援協議会へ集計の中間報告を行いたいと考えております。翌年になりますが、令和8年1月から2月にかけて、協議会へ調査結果報告案を提示いたしまして、年度末の3月までに報告書として取りまとめる予定としております。

本日、会議資料の参考といたしまして、前回3年前に実施いたしました実態調査の調査項目をお配りしております。前回調査から改善すべき内容等ご意見がございましたら、いただければと思っております。意見シートもお配りしておりますので、後日メールまたはファックスでお送りいただく形でも結構です。締め切りは大変申し訳ありませんが3月の26日の水曜日とさせていただきます。ご協力のほどよろ

しくお願いいたします。私からは以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

今のご説明に何かご意見やご質問などありますでしょうか。

では3月26日までに何かご意見があれば、提出していただくようお願いいたします。特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事6、令和7年度予算案について事務局より説明をお願いします。

【障害者施策課長】 令和7年度江東区予算案についてご説明をいたします。続いて資料6になります。資料6、令和7年度江東区予算案、主な事業の紹介抜粋。こちらを用いて、主なものについてご説明をいたします。

まず資料6の1ページをご覧ください。基幹相談支援センター管理運営事業についてです。令和8年の1月、大規模改修工事後の障害者福祉センター内に相談支援事業所の支援を行う基幹相談支援センターを開設いたします。相談支援事業所からの相談に応じ、助言や援助を実施する他、相談支援に必要なスキル等の習得を目的とした研修や、事例検討会の開催によりまして、相談支援事業所の人材育成支援ですとか、専門性支援力の向上につなげていきたいというふうに考えております。また、地域における関係機関との連携を強化いたしまして、これらの取り組みによって、障害者を地域で支える相談支援体制の充実を図っていきたいというふうに考えております。

続きまして2ページをご覧ください。障害者就労支援自主事業についてです。より多くの方が企業実習に取り組めるように、区内在住で障害者施設等を利用する障害者の方を対象にいたしまして、1日最大1,000円の奨励金を支給し、障害者の就労機会の拡大を図ります。続きまして3ページをご覧ください。ページの下部、線で囲った部分になります。障害児を育てる家庭の経済的負担の軽減のため、心身障害者に対する紙おむつ支給、寝具乾燥消毒・水洗い、出張調髪サービスの各事業における、20歳未満の対象者に対する扶養義務者の所得制限の撤廃、また、4ページに移っていただきまして、上から四つ目になりますが、災害時の要配慮者対策の1つといたしまして、全拠点避難所に災害時支援用バンダナの配備、そして下から4つ目の施設整備におきましては、臨海部における放課後等デイサービスの需要増大に対応するため、臨海部に新規開設する事業者に対する賃借料の補助や、障害福祉人材の確保、定着におきましては、訪問系サービス事業に対する未経験者等の人件費や資格取得費の補助、こういった取り組みを進めて参りたいというふうに考えております。令和7年度江東区予算案の説明は以上となります。

【里村会長】 今のご説明に何かご質問やご意見あればお願いいたします。

【青柳委員】 表記の仕方として、民生費、例えば3番、3ページを見ていただ

いて、地域福祉計画進行管理費っていうのが、1, 183万ということですよ。うち、対象経費っていうところ額が違ってくるじゃないですか。この対象経費という言い方がちょっと私は理解できないので説明していただけますでしょうか。「うち対象経費」っていう表現がどういうことなのでしょう。実際今年お金を使う予算化されている額をここで使えますよっていう額でしょうか。

【障害者福祉係長】 障害者福祉係長の和田と申します。この囲ってある3ページのところで、具体例で申し上げますと、紙おむつですとか寝具乾燥消毒、出張調髪というものの内訳が違っております。違っているところですが、もともとこの事業は、例年行っていた事業なのですけれども、「うち対象経費」とあるものは、今回所得制限を撤廃することによって対象人員が増えるだろうという見込みになっております。その増えたものについて、このうち対象経費というものが増えるであろう経費について記載しているものがございます。民生費その他につきましても、「うち対象経費」となっているものにつきましては、新たに行った事業ですとか、前年度よりも変わったものについて、「うち対象経費」というような表現を使っています。

【障害者施策課長】 4ページを見ていただければと思うのですが、上から3つ目、障害者意思疎通支援事業が3つ目も4つ目も障害者意思疎通支援事業という同じ事業が並んでいます。これはあくまでも当区としての事業名という形で、冒頭で出させていただいているのですけれども、この障害者意思疎通支援事業の中に、例えば失語症関連の事業ですとか、それからその下、災害時支援用バンダナの配備とか、幾つかメニューがあります。それぞれのメニューに対していくらかかるかというのが「うち対象経費」という形で記載させていただいているということです。というご説明でよろしいでしょうか。内訳或いは事業として強化した部分にかかる経費ということで考えていただければと思います。

【里村会長】 ありがとうございます。
他に、ご質問やご意見等何かありますか。
では出尽くしたようですのでこの議題は終了とさせていただきます。

【里村会長】 議事7その他、各委員より何かあればお願いします。
ご意見等ないようですので、これで議事は終了といたします。

【里村会長】 本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様におかれましては2年間にわたり、地域自立支援協議会の委員として、必要なお意見をいただきありがとうございました。今後も引き続き、地域で暮らす障害者の支援に向けてそれぞれのお立場からご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは以上をもちまして本日の会議を閉会といたします。ありがとうございます

した。